

参考資料4

がん診療連携拠点病院の指定等について (抜粋)

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

1

がん診療連携拠点病院等の種類(H30.7月 整備指針)

地域がん診療連携拠点病院

- がんの医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

地域がん診療連携拠点病院(高度型)※新設

- 拠点病院の必須要件を満たし、望ましい要件を複数満たす。
- 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている、高度な放射線治療の実施が可能、相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備、医療安全に関する取組、等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

地域がん診療連携拠点病院(特例型)※新設

- 平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

国立がん研究センター

- 我が国全体のがん医療の向上を牽引していくために、医師、その他の診療従事者の育成、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

特定領域がん診療連携拠点病院

- 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を指定する。

地域がん診療病院

- 隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがんの医療圏に1カ所整備する。

がん診療連携拠点病院等

令和2年7月1日時点

がん診療連携拠点病院: 402カ所
地域がん診療病院: 45カ所

都道府県がん診療連携拠点病院



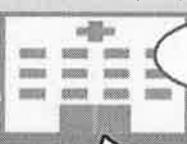
51カ所

地域がん診療連携拠点病院



348カ所

地域がん診療病院



45カ所

都道府県内の拠点病院全体のとりまとめ

- ①地域がん診療連携拠点病院(高度型): 47か所
- ②地域がん診療連携拠点病院: 284か所
- ③地域がん診療連携拠点病院(特例型): 17か所

隣接する2次医療圏の拠点病院とグループ化

特定領域

がん診療連携拠点病院



1カ所

- ・ 様々な研修
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催 等

国立がん研究センター



2カ所

第12回 がん診療提供体制のあり方にに関する検討会(令和元年6月28日) 資料2-1より抜粋・一部改変

3

類型の見直しについて

診療機能による分類

【現行】

【見直し後】

地域がん診療連携拠点病院
(高度型)

指定類型の
見直し



指定類型の
見直し

- ・ 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
 - ・ 高度な放射線治療の実施が可能
 - ・ 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
 - ・ 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
 - ・ 医療安全に関する取組
- 等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

地域がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院
(一般型)

指定類型の
見直し

指定要件を
充足した場合
復帰

地域がん診療連携拠点病院
(特例型)

平成31年以後に既指定の拠点病院で、
指定要件の充足状況が不十分であると
判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

更新時において地域拠点病院の指定要件を充足していない場合は、指定の更新は行わない。

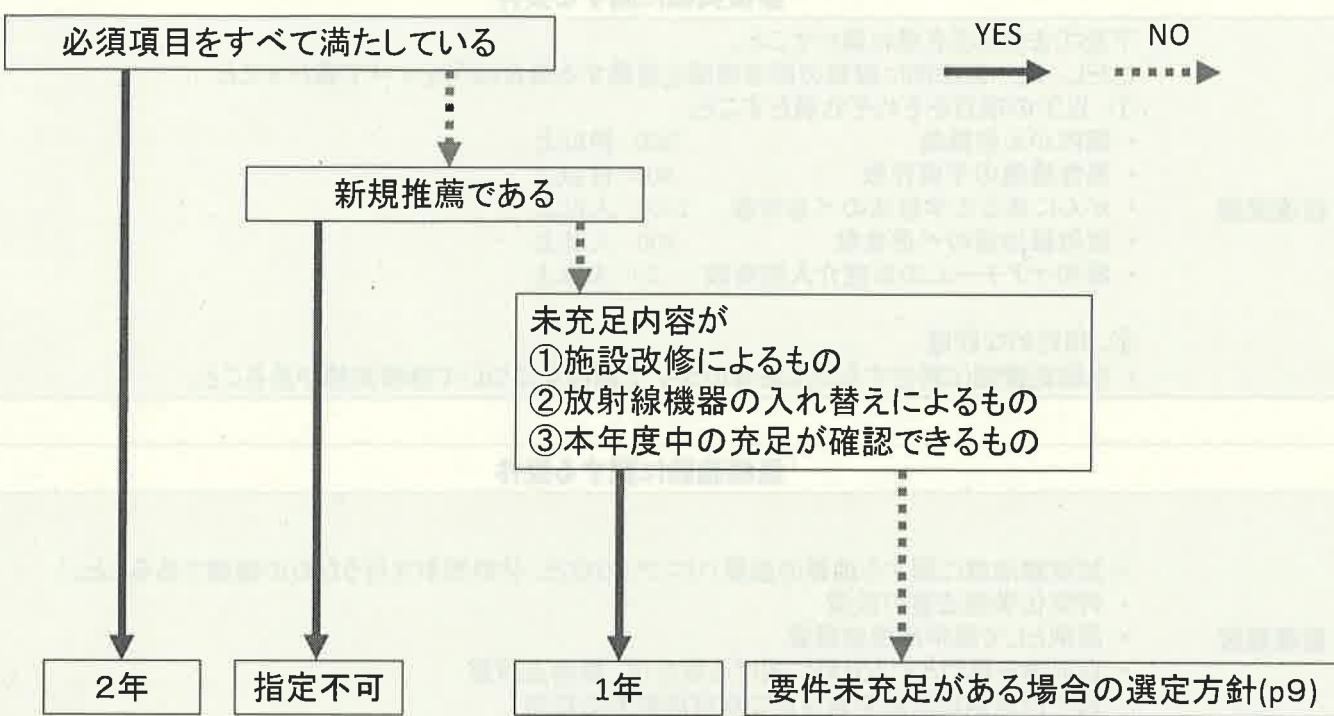
※便宜上、地域がん診療拠点病院を一般型とする

第14回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会(平成31年3月7日) 資料2より抜粋・一部改変

4

拠点病院等の選定の方針について①

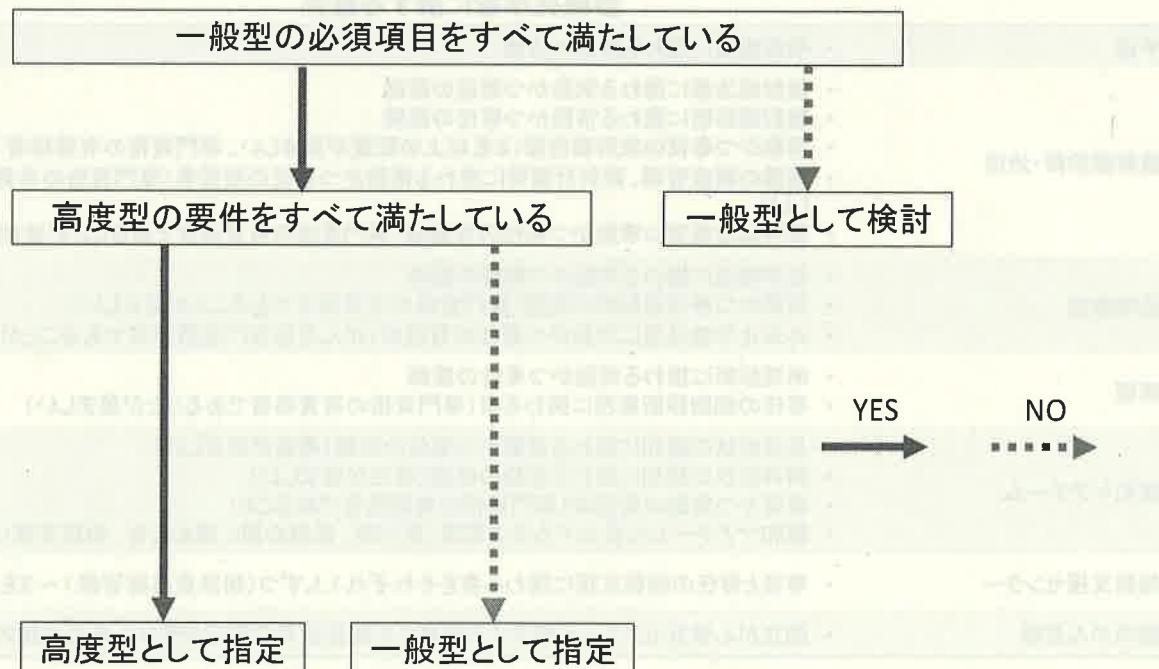
【すべての類型で共通の方針】



第14回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会(平成31年3月7日) 資料2より抜粋・一部改変

拠点病院等の選定の方針について②

【がん診療連携拠点病院(高度型)として推薦された場合の付加的方針】



第14回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会(平成31年3月7日) 資料2より抜粋・一部改変

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)①

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療実績に関する要件

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

①. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- | | |
|------------------|----------|
| ・院内がん登録数 | 500 件以上 |
| ・悪性腫瘍の手術件数 | 400 件以上 |
| ・がんに係る化学療法のべ患者数 | 1000 人以上 |
| ・放射線治療のべ患者数 | 200 人以上 |
| ・緩和ケアチームの新規介入患者数 | 50 人以上 |

診療実績

②. 相対的な評価

- 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

医療施設に関する要件

医療施設

- 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- 外来化学療法室の設置
- 原則として集中治療室設置
- 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
- 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

14

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)②

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

診療従事者に関する要件

手術

- 手術療法に携わる常勤の医師

- 放射線治療に携わる常勤かつ専従の医師

- 放射線診断に携わる常勤かつ専任の医師

- 常勤かつ専従の放射線技師(2名以上の配置が望ましい、専門資格の有資格者であることが望ましい)

- 機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専任の技術者(専門資格の有資格者であることが望ましい)

- 放射線治療室に常勤かつ専任の看護師(専門資格の有資格者であることが望ましい)

放射線診断・治療

- 化学療法に携わる常勤かつ専従の医師

- 常勤かつ専任薬剤師の配置(専門資格の有資格者であることが望ましい)

- 外来化学療法室に常勤かつ専任の看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)

薬物療法

- 病理診断に携わる常勤かつ専従の医師

- 専任の細胞診断業務に携わる者(専門資格の有資格者であることが望ましい)

病理

- 身体症状の緩和に携わる常勤かつ専任の医師(専従が望ましい)

- 精神症状の緩和に携わる常勤の医師(専任が望ましい)

- 専従かつ常勤の看護師(専門資格の有資格者であること)

- 緩和ケアチームに協力する者の配置(薬剤師、医療心理に携わる者、相談支援に携わる者)が望ましい。

緩和ケアチーム

- 専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1~3を修了していること)

院内がん登録

- 国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けた専従の院内がん登録実務者

15

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)③

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発0731第1号)

地域拠点病院(高度型)の指定要件

- ・ 地域拠点病院の指定要件において、「望ましい」とされる要件を複数満たしていること
- ・ 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合には、診療実績が当該医療圏において最も優れていること
- ・ 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること
- ・ 緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること
- ・ 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること
- ・ 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること